

第1部

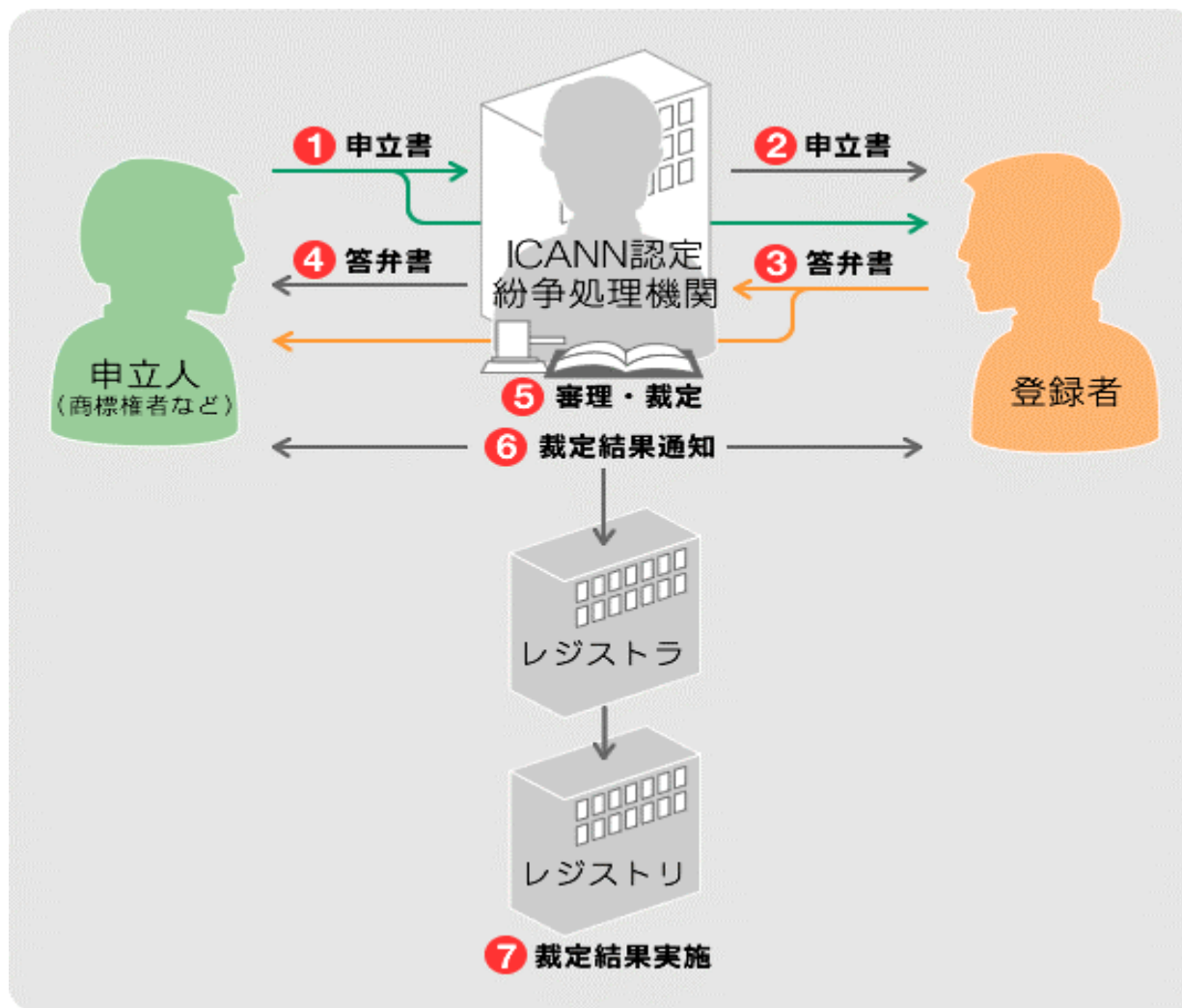
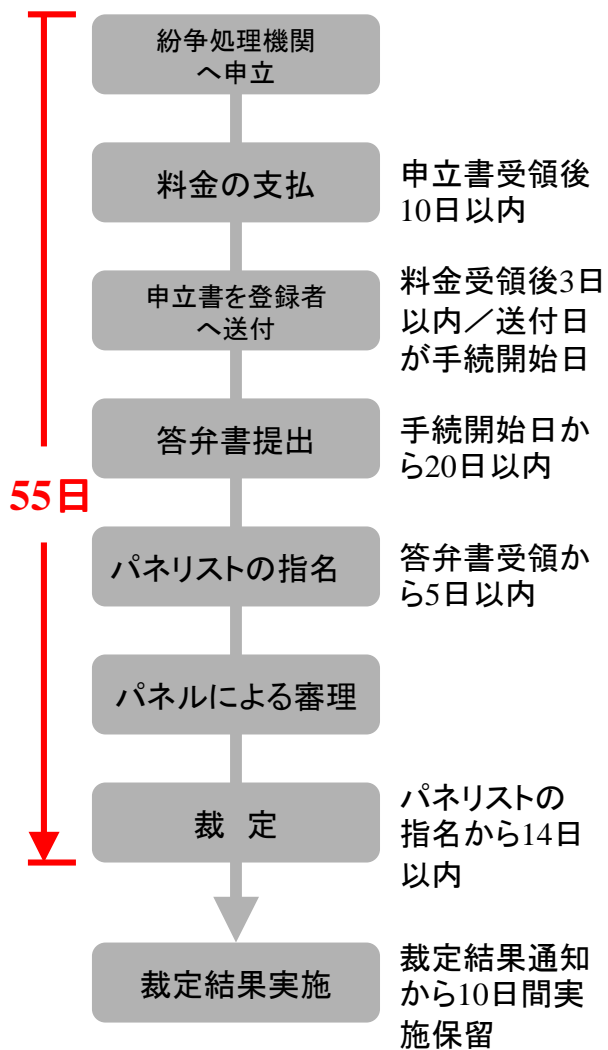
テーマ別ドメイン名紛争 裁定事例分析

2004年1月30日

第2回ドメイン名紛争とその対応セミナー

中島 隆

nakajima@nic.ad.jp



- (1) 申立対象のドメイン名が、申立人の有する商標と同一または混同を引き起こすほど類似していること
 - gameb0y.com (申立人有利、タイポスクワッティング)
 - diore.com (登録者有利、【事例1】)
 - nasdaq.com (申立人有利、タイポスクワッティング)
- (2) 登録者が、そのドメイン名登録について権利または正当な理由がないこと
 - armani.com (登録者有利、【事例2】)
 - zero.com (登録者有利)
- (3) 登録者のドメイン名が不正の目的で登録かつ使用されていること
 - justdoit.net (登録者有利、【事例3】)
 - netlearning.com (申立人有利)

＜ポリシー 第4節a＞

不正の目的の登録・使用とは

- (1) 実費金額を越える対価で転売しようとする
 - worldcup2002.com（登録者有利、【事例4】）
- (2) 商標権者によるドメイン名の使用を妨害するために登録し、そのような妨害行為を複数回行う
 - 産経新聞.com（申立人有利、【事例5】）
- (3) 競業者のドメイン名を登録してその事業を混乱させようとする
 - bodyshop.as（申立人有利）
- (4) ユーザーの誤認混同をねらって、第三者の商標をドメイン名として使用する
 - microsoftsite.com（申立人有利）
＜ポリシー 第4節b＞

公正な利用(fair use)の立証

申立書への反論として以下のような事情がある場合には登録者のfair useが認められる

- (1) 紛争についての通知を受ける以前から、不正な目的を有することなく、当該ドメイン名またはそれに対応する名称を使用しているとき
- (2) 商標登録をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されているとき
- (3) 当該ドメイン名の使用が、ユーザーの誤認に乗じて利得を得る目的でなされていないとき、または申立人の商標の価値を毀損せしめるような目的ではない非商業的または公正な使用であるとき

＜ポリシー 第4節c＞

事例1:ドメイン名と商標との類似性が認められなかった例

ドメイン名: diore.com

申立人: Christian Dior Couture S.A. (フランス)

登録者: Domain Administrative Jeffbhav (香港)

裁定機関: WIPO

裁定結果: 申立却下 (裁定日: 2002年8月5日)

◆ 事件概要

- ・申立人はフランスの法人である クリスチャン ディオール クチュール で、「DIOR」「CHRISTIAN DIOR」の商標にて世界的に有名。
- ・登録者は香港に在住。
- ・申立人は「DIOR」と「DIORE」は混同を引き起こすほど類似であると主張。
- ・登録者からの答弁書の提出なし。

◆ 裁定内容

- ・ パネルは、本件は typo-piracy には該当しないと判断。
- ・ 確かに、本件ドメイン名は申立人の商標を含む。
- ・ しかし、「e」の付加は本件ドメイン名と申立人の商標を区別することの決定要因となる（「e」の付加により本件ドメイン名と申立人の商標は外観・称呼において異なる）。
- ・ 従って、本件ドメイン名と申立人の商標は類似ではない。
- ・ なお、その他の要件である、登録者の正当性およびbad faithについては検討に及ばず。

事例2: 登録者の権利または正当な理由が認められた例

ドメイン名: armani.com

申立人: G.A.Modefine S.A. (スイス)

登録者: A.R.Mani (カナダ)

裁定機関: WIPO

裁定結果: 申立却下 (裁定日: 2001年7月20日)

◆ 事件概要

- ・ 申立人は「ARMANI」「GIORGIO ARMANI」等の商標を世界各国で登録している。
- ・ 登録者はAnand Ramnath Maniを本名とするグラフィックアーティスト兼テクニカルイラストレーターで、「A.R.Mani」の名で取引を行っている。
- ・ 申立人は登録者に対し1250カナダドルでドメイン名の買い取りを申し入れたが、登録者は1935米ドルでの売却と登録者による「amani.com」の登録に対し申立人は異議を唱えないとの逆提案を行った。申立人側はこれを拒絶した。

◆ 裁定内容

- ・ 登録者の本名はAnand Ramnath Maniであり、名前のイニシャルをドメイン名として登録するのは普通のことである。
- ・ 単に世界的に有名という理由のみで、第三者がイニシャル等を組合わせ、かつ善意で使用した名称を紛争処理手続により剥奪はできない。
- ・ 登録者の提示した金額は、登録にかかる費用よりも高額であるが、ドメイン名の譲渡に伴う(ドメイン名の書かれた)文具の交換費用などの発生を考慮すると提示金額は合理的である。
- ・ よって、登録者は本件ドメイン名につき権利または正当な利益を有する。また、不正の目的による本件ドメイン名の登録・使用とは言えない。
- ・ 従って、申立人へ本件ドメイン名の移転を認めることはできない。

事例3: 使用時の不正目的は認められたが、登録時の不正目的が認められなかったため移転とならなかった例

ドメイン名: justdoit.net

申立人: Nike, Inc. (アメリカ)

登録者: Circle Group Internet, Inc. (アメリカ)

裁定機関: WIPO

裁定結果: 申立却下(裁定日: 2002年9月10日)

◆ 事件概要

- ・ 申立人は、アメリカのスポーツ用品のリーディングカンパニーであり、「JUST DO IT」商標は靴や被服等の小売、ウェブを中心とした関連情報提供サービス等に世界規模で使用されている。
- ・ 登録者は、テクノロジー会社への資金提供・コンサルティング等を主たる業務とする法人。

◆ 裁定内容

- ・ 本件ドメイン名は、リダイレクトのために使用され、申立人との混同は生じないものの、インターネットユーザーを希望しないウェブサイトへ誘導することは不正の目的の使用に該当する。
- ・ しかし、登録者が本件ドメイン名を登録したのは、自身のメインのウェブページを表示するためであり、自身の業務を強調するためであるので不正の目的での登録とは言えない。
- ・ 従って、申立人へ本件ドメイン名の移転を認めることはできない。

その他関連裁定事例 : netlearning.com

※ 使用時の不正目的だけで移転

事例4: 転売目的の登録であると認められなかったが移転となった例

ドメイン名: worlcup2002.comなど15ドメイン名

申立人: ISL Marketing AG、The Federation Internationale de Football Association(FIFA)(スイス)

登録者: J.Y.Chung、Worlcup2002.com、W Co.、Worldcup2002

裁定機関: WIPO

裁定結果: 移転(裁定日: 2000年7月17日)

◆ 事件概要

- ・ 申立人のうち、FIFAはサッカーの国際組織でwww.fifa.comでウェブサイトを経営し広報活動を行っている。ISLはFIFAの宣伝活動等を独占的に引き受けている代理業者。
- ・ 登録者のウェブサイトは、FIFAの許可なくFIFAのウェブサイトから取り出したコンテンツによって構成されており、そこではワールドカップ2002年公式スポンサーの競争相手の宣伝を行っている。

- ・登録者はISLの親会社であるISMMIに対して、電子メールにてドメイン名の一部買い取りを請求。

◆ 裁定内容

- ・登録者によるドメイン名買い取り要求を行っているが、これは控えめなものであった。
- ・すなわち、買い取り要求は、ドメイン名登録から2年以上経過後になされており、また買い取り交渉の中で具体的な買い取り金額の呈示がされていない。
- ・よって、少なくとも、買い取り要求があったことを捉えて、登録者に高額での転売の意図があったとは評価されない。
- ・しかし、各ドメイン名について別々のファンクラブから依頼を受けて登録した旨主張するが、多くのドメイン名が同時期に登録されており、こうした短期間に別々のファンクラブから依頼があるとは考えにくく、不正の目的の登録・使用と認定すべきである。

事例5: 商標権者の使用妨害を目的で登録、かつ妨害行為が複数回行われた例

ドメイン名: 産経新聞.com

申立人: 株式会社産業経済新聞社(日本)

登録者: Jg Kim(韓国)

裁定機関: WIPO

裁定結果: 移転(裁定日: 2001年7月25日)

◆ 事件概要

- ・ 申立人は、日本の新聞社で、日本において「産経新聞」の商標を登録している。
- ・ 本件ドメイン名の当初登録者は、Pilyun Kimであり、他にも「朝日新聞.com」「読売新聞.com」「毎日新聞.com」等のドメイン名も登録していた。現登録者は、本件ドメイン名を、Pilyun Kimから承継した者である。
- ・ なお、「毎日新聞.com」については、毎日新聞社による申立により移転裁定が出ている。

◆ 裁定内容

- ・ 申立人は、日本の著名な新聞社の一社であり、近隣諸国においても知られている。
- ・ Pilyun Kimは本件ドメイン名と同時に「朝日新聞.com」「読売新聞.com」「毎日新聞.com」等を登録しており、登録の際に申立人が日本の著名な新聞社であることを認識し、不正の目的でドメイン名登録を行ったことが推認される。
- ・ 現登録者は、Pilyun Kimから本件ドメイン名を承継したが、承継の際には本件ドメイン名が他社の権利を侵害する可能性があり、これによる責任を負う可能性があることを認識しておくべきである。
- ・ 「産経新聞」に日本および近隣諸国での影響力を考慮すると登録者は申立人の存在を知っていたのものと推認される。
- ・ よって、申立人への本件ドメイン名への移転を認める。

事例6: 批評サイトが登録者の権利または正当な理由と認められなかった例

ドメイン名 : paxtonheraldonline.com

申立人 : Annette A. Antoun d/b/a The Paxton Herald(アメリカ)

登録者 : Truth Squad(アメリカ)

裁定機関 : NAF

裁定結果 : 移転(裁定日 : 2002年8月21日)

◆ 事件概要

- ・ 申立人は米国ペンシルバニア州にある新聞社。登録者は申立に対し、本件ドメイン名は申立人を批判するウェブサイトとして正当、公平、非商業的に使用していると主張。

◆ 裁定内容

- ・登録者のサイトの内容は表現の自由のもと保護され得るかもしれない。
- ・しかし、その保護は、他人の商標と混同するほど類似のドメイン名に関する権利又は正当な利益を認めるものでない。ドメイン名そのものから批判サイトであることが明らかではなく、その内容を見て初めて明らかになるのでは十分でない。
- ・また、登録者はそのサイトがディスクレーマー(そのサイトが申立人とは無関係である旨の表示)を含むため、訪問者が混同を引き起こすことはない旨を主張しているが、ドメイン名そのものからは、ディスクレーマーは知り得ない。
- ・従って、登録者は、ドメイン名の正当な非商業的な使用又は公正な使用をしているとは認められず、登録者による本件ドメイン名の使用は表現の自由により保護されない。

その他関連裁定事例: bridgestone-firestone.com

※批評サイトが登録者の権利または正当な理由と認められた

事例7:リバーズドメインネームハイジャッキング

リバーズドメインネームハイジャッキングとは

紛争処理方針を不正の目的で利用して、登録者からドメイン名を奪いとろうとする行為。

リバーズドメインネームハイジャッキングに該当する場合には、パネルはその旨を裁定書に示さなければいけない。ただし、該当することによる罰則などはない。

関連裁定事例: dw.com

picoliter.com

参考URL

- ICANN UDRPの裁定一覧

<http://www.icann.org/udrp/>

- WIPOのUDRPカテゴリー検索

<http://arbiter.wipo.int/cgi-bin/domains/search/legalindex?lang=eng>